

日本版ESSOPに関する実務対応報告案、公表

—ASBJ

去る6月27日、企業会計基準委員会が第267回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

日本版ESSOP

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い(案)」が公表議決され、7月2日付で公表された。

コメント募集期間は9月2日まで。2014年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用されるが、公表後最初に終了する事業年度から適用することができる。なお、既存の取引に対しては、従前の取扱いを継続することができるが、「取引の概要」などの注記が求められる。

企業結合(ステップ2)

(1) 取得関連費用の注記
公開草案へ寄せられたコメント等を踏まえ、事務局から次のような提案がなされた。

- ・重要なものに限って注記を求める
- ・注記対象となる取得関連費用には、社内の人件費等の内部費用は含まないとする
- ・四半期開示の性格を考慮し、四半期段階では求めない

委員からは、「重要なもの」の判断基準について懸念する声や、「コンバージェンスの意味からは、社内の人件費も含めるべき」といった意見が聞かれた。

今後提示される文案をもとに、引き続き検討される予定。

(2) 適用時期

公開草案における提案(2015年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用)に対し、1年の前倒しを提案するコメントが寄せられていた。この点について、事務局がヒアリングを行った結果、システム対応や周知には一定の期間が必要との意見が聞かれたことから、あらためて、公開草案の適用時期を維持することが提案された。

委員から反対意見も出なかったことから、公開草案の提案どおりとなる見込み。

保険契約専門委員会の設置

6月20日にIASBから公表された改訂公開草案「保険契約」へのコメント検討にあたって、新しく保険契約専門委員会を設置することが提案され、了承された。

なお、コメント期間終了後も、

アメリカ流のレストラ効率改善法は、示唆に富む。その原理は簡単で、1年365日を12カ月ではなく4週が13カ月、すなわち、1年を7日×4週間×13カ月=364日とする。これを52week accounting periodというが、本稿では日本語訳を4週月次にする。

米国のレストラ業界では、金曜日と土曜日がその週の半分以上の売上を稼ぐ。すると従来の月次損益の比較では、これらが4回の月と5回の月とが混在するが、4週月次なら4回で変わらない。当然、予算も立てやすい。週給支払も、資金繰りと連動しやすい。4週月次はキャッシュフロー感覚にも合致する。週給の賃金計算を日曜日締めとし日曜日支払とすれば、4週月次では未払項目すら不要だ。

在庫管理も然り。通常、この業界では週末の売上予測に合わせて材料を仕入れるので最も在庫水準が低くなるのは日曜日の夜となる。すると棚卸を毎週の日曜日末にするのが合理的だ。特にアルコール類は従業員にとっても喉から手が出やすく、猫に鯉節としないためにも内部統制での棚卸が欠かせない。したがって、日曜の夜の在庫計量はまことに資産の保全によく効く。

4週月次には課題もある。ま

ず月々の費用支払への対応である。家賃、リース料、光熱費…。しかし、会計的対応は意外にやさしい。たとえば、ある1カ月分の費用支払額が1,200ドルの場合、これの12分の11を(借)費用1,100ドル、残りの12分の1は同じく(借)前払費用100ドル、(貸)現金預金1,200ドルとする。最後の13カ月にまとめて(借)費用勘定へ、(借)前払費用から振り替える。

今までは銀行が発行する取引



照合表(bank statement)が月次

だったが、現在では特定の縮日に対応してくれるから問題はない。連邦の内国歳入庁(IRS)もこのような52週制度への変更を認めている(様式1128)。すでにほとんどの州では、売上税も4週月次に対応している。ちなみにIFRSも原則が暦年で、実務では52週制度を排除していない(IAS1号37項)。

米国では4週月次には利点が多く、課題も解決されてきている

ので、大手も含めてレストラ業界ではこれに移行している。

応用系である4-4-5制も紹介しよう。四半期を比較ベースとする場合で、4週、4週および5週の順に1カ月を定める。1年が52週で完結するのが長所である。

これ以外にも52-53会計年度があり、小売業、製造業および駐車場業に支持がある。さらにこれは、年度末を最後の土曜日とする制度と月末に最も近い土曜日とする制度とに分かれる。

ここでは必要は発明の母とばかりに二歩進んで、米国レストラ業界向けに暦年、月次、4週月次、4-4-5制などを二挙に解決する会計ソフトがある。たとえばRestaurant365はその一つで、管理会計、財務会計および税務会計の全部に対応する。それがクラウドで提供されている(<http://restaurant365software.com/>)。

岡崎 一浩(愛知工業大学教授)

IASBにおける再審議をフォローし、適宜、意見発信を行う

国際会計

ヘッジ会計を限定的に改訂する基準、公表——IASB

去る6月27日、IASBは、2013年に「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続——IAS39号の改訂」(Novation of Derivatives and Continuation of Hedge Accounting—Amendments to IAS39)を公表し、IAS39号「金融商品・認識及び測定」のヘッジ会計に関する基準の一部を改訂した。

G20による店頭デリバティブ市場改革の動きを受け、企業間で締結されたデリバティブ契約を中央清算機関などとの契約に変更することが、日本を含む多くの国で促進されている。一方で、ヘッジ手段であるデリバティブの契約相手を変更することはヘッジ手段の失効・終結に該当し、ヘッジ会計を中止する必要性が生じる。

今般の改訂はこの点に対処し、次の要件を満たすデリバティブの契約更改は、ヘッジ手段の失効・終結があったものとはしないとしている。

・法規制またはその導入の結果として、集中化された取引相

ことなどが予定されている。

手(central counterparty)やこうした清算機関のメンバー

などを新たな契約相手として、ヘッジ手段の契約相手を変更していること。ただし、ヘッジ手段の取引当事者が異なる先に契約相手を変更した場合には、両当事者が同一の集中化された取引相手との清算を行う場合のみ適用される。

・契約相手以外の変更は、取引相手の変更に必要な事項に限定されていること。すなわち、変更が、当初から清算機関などが清算を行うよう契約していたと仮定した場合に必要な契約条項と整合する事項に限定されていること。

本年2月に公表された公開草案では、ヘッジ会計の継続が可能となる更改の原因および取引相手などがより限定された改訂が提案されていたが、関係者のコメントを経て最終的には前記のように対象範囲が拡大されるに至っている。

この改訂は、2014年1月1日以降開始事業年度に発効

し、適及適用が必要となる。早期適用は認められている。なお、IFRS9号「金融商品」に含ま

国際会計

継続企業についての不確実性に関するASU案、公表——FASB

去る6月26日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「財務諸表の表示(トピック205)——企業の継続事業の前提に関する不確実性の開示」を公表した。コメント期限は2013年9月24日である。適用日は未定だが、将来にわたって適用される。

現在、米国基準では「継続企業についての不確実性 going concern uncertainties)」の評価と開示に関するマネジメントの責任についてのガイダンスも、継続企業についての不確実性を財務諸表の注記で、いつ、どのように開示するかについてのガイダンスもない。そのため存在している関連する開示実務の多様性を減少させることを目的に、この公開草案が公表された。

概要

公開草案は、現在は監査基準に含まれている部分を含めて、以下の改善を行っている。

(1) 評価の頻度

マネジメントに、年度末、期中日末で継続企業についての不

れる予定の一般ヘッジ会計の基準についても、同様の規定が含まれることとされている。

確実性の評価を要求する。

(2) 開示を開始する基準点

財務諸表日以後の24カ月の評価期間を要求する、開示を開始する基準と関連するガイダンスを規定する。次のいずれかとなった時から開示を開始する。

・通常の事業活動ではない行動を行わない限り、財務諸表日以後12カ月以内に企業が義務を果たすことができない可能性が50%を超える

・通常の事業活動ではない行動を行わない限り、財務諸表日以後24カ月以内に企業が義務を果たすことができない可能性が知られた(known)または可能性が高い(probable)

(3) 開示の内容

開示の内容は、次のとおりである。

・企業が義務を果たせないとみなされる主要な状況と事象

・そのような状況と事象が企業に及ぼす可能性のある影響

・そのような状況と事象の重要性のマネジメントの評価

・緩和する状況と事象

・マネジメントが対処するための計画

(4) SEC登録企業への継続企業の前提に関する重大な疑義(substantial doubt)があるかどうかの決定の基準の提供

通常の事業活動ではない行動を行ったとしても、財務諸表日以後24カ月以内に企業が義務を果たすことができない可能性が知られたまたは可能性が高い場合には、重大な疑義に該当し、開示が要求される。現在、SEC登録企業にはMD&Aでは継続企業についての不確実性を含む情報の開示が要求されているが、公開草案は、特に、重大な疑義についての注記のガイダンスを提供する。

IFRSとの比較

IFRSでは、この公開草案と同様に、重要な疑義、重要な不確実性の検討を要求しているが、重要な疑義、重要な不確実性を定義していない。また、継続事業についての不確実性の開示を開始する基準点やガイダンスも、清算ベース会計のガイダンスもない。一方、米国基準では、ASU2013-07「清算ベース会計(Liquidation basis

of accounting)が2013年4月に公表され、清算が起りそうな(imminent)場合に、清算ベース会計を使用することになり、清算ベース会計の内容も規定されている。

また、継続事業についての不確実性の評価期間は、IFRSでは財務諸表日から最低限12カ月であるが、米国基準では財務諸表日から24カ月を超えない期間である。

国際会計

ASU案「保険契約」、公表—IASB

去る6月27日、IASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「保険契約(トピック834)」を公表した。

である。

IASBは2007年8月にコメント募集「IASBの提案: 保険者と契約者による保険契約の会計処理」を公表したのち、2008年10月からはIASBと共同で保険契約に関するプロジェクトに取り組んできた。その成果として2010年9月に、IASBはディスカッション・ペーパーを公表し、その提案内容に対するフィードバックを検討した結果、今般公開草案を公表したものである。

この提案によって、米国会計基準における実務の多様性が減少するとともに、米国会計基準とIFRSの2013年再公開草案のコンバージェンスの進展が見込まれる。両者には、対象範囲や提案モデルにおけるマージンの考え方など、まだ幾分の相違点が残っているものの、市場整合的な現在推計を用いるなど、基本的には類似している。

公開草案の主な提案

- (1) 主に生命保険などにはビルディング・ブロック・アプローチを適用し、主に損害保険な

どには保険料配分アプローチを適用する。

- (2) ビルディング・ブロック・アプローチは、次の2つの要素で構成される。

- ① 保険契約の履行から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローについて、偏りがなく、確率加重平均された現在価値
- ② 将来キャッシュ・フローの不確実性から生じるリスクを負担することに対する将来利益を表すマージン

- (3) 保険料配分アプローチは、契約当初、保険カバリの残存期間に対する負債として測定し、その後、支払保険金等の予想時期に基づき負債を取り崩し、保険契約収益として計上する。

- (4) 公開草案では、保険カバリの提供に応じた保険契約収益、支払保険金や費用、契約当初の割引率を用いた利息費用などを包括利益計算書で表す。

コメント締切日

本公開草案に対するコメント締切は2013年10月25日である。

適用日

基準化された時点で適用日を規定する予定である。

金融

米国金利上昇と物価上昇に對抗する黒田日銀

バーナンキ米連邦準備理事会(FRB)議長が6月19日、連邦公開市場委員会(FOMC)終了後に行った量的緩和策第3弾(QE3)の縮小に反応して、米国市場では一時、株安、債券安、ドル高の動きが強まった。しかし東京市場では、7月に入って日経平均株価が一時1万4,000円台を回復、むしろドル高を好感して再び相場上昇の勢いを増してきたようだ。

こうしたなか、日本の長期金利はいまだに方向性を見出せない。今後の金利動向はどうなるのだろうか。日銀が黒田総裁のものと、異次元緩和と呼ばれる新しい政策を打ち出した後、5月に初めて遭遇した株式市場の急落と為替市場での円高・ドル安の巻き戻しで、債券市場も価格が急落し、長期金利は0.6%台から0.8%台に急上昇した。

しかし、今回は米FOMC後の株式市場と為替市場の地合い変動にもかかわらず、長期金利は10年物日本国債利回り、おおよそ0.8%台のレンジ内推移となつている。もともと参加者の限られる日本の国債市場

は、黒田総裁の緩和策で発行量の7割を日銀が購入することになったため、相場形成においては国内外の市場環境に比べて政策当局者に対する思惑が大きくなっている。株式、為替市場に比べて相場の方向性がつかみ難くなっているのは、このためだ。

一方で、現在の日米の長期金利の動向は、ここ数年来、相関関係を強める方向で変動し、日本の長期金利の動向は米長期金利、特に現在は米FRB(連邦準備制度理事会)の金融政策決定の影響を直接受ける状況に変わりはない。さらに6月28日、日本の金融政策の行方を占うカギとなる5月の消費者物価指数が発表され、生鮮食品を除く指数が前年同月比で同水準となった。昨春秋以降続いていたマイナス圏から脱出した形だ。

当面債券市場は、こうした金利上昇要因と、それに対する政策当局の買いオペの攻防といった構図となる。いずれは金利上昇を促進する外部環境がより強くなると考えられるが、その時期は市場参加者もまだ見定めていないようだ。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2013年6月24日	会計制度委員会研究資料第3号 「我が国の引当金に関する研究資料」	JICPA	引当金に関する個別論点の洗出し作業、および企業会計原則注解(注18)をもとに具体的な会計処理および開示についての考察を行ったもの。	2013年7月20日号付録
2013年6月27日	平成24年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令・内閣府令案の公表について	金融庁	企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の見直しに伴う金融商品取引法施行令の改正、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令等の改正等を取りまとめたもの。コメント期間は、2013年7月29日まで。なお、施行日は2013年9月上旬予定。	—
2013年6月27日	法規委員会研究報告第15号 「監査人の法的責任に関する裁判例」	JICPA	監査人の法的責任が問題となった民事裁判例について、事案や裁判所の判断の概要の説明および分析や論評を記載する等、さまざまな観点から検討を行ったもの。	—
2013年6月28日	無形資産に関する検討経過の取りまとめ	ASBJ	ASBJがこれまで行ってきた無形資産に関する会計基準の検討、特に、2009年12月の「無形資産に関する論点の整理」公表以降に行ってきた審議の状況やリサーチ活動などの概要を取りまとめたもの。	2013年7月20日号付録
2013年7月2日	経営研究調査会研究報告 「不正調査ガイドライン」(公開草案)	JICPA	主として公認会計士が実施する一般的な不正調査業務を取りまとめたもの。コメント期間は2013年7月15日まで。	—
2013年7月2日	実務対応報告公開草案第39号 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い(案)」	ASBJ	従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理、開示等を明確にするもの。コメント期間は2013年9月2日まで。	—
2013年7月3日	条約第4号 租税に関する相互行政支援に関する条約 条約第5条 租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書		締約国の税務当局との間で、租税に関する行政支援を相互に行うことを可能とし、国際的な脱税および租税回避行為に適切に対処していくことを可能とするもの。条約および改正議定書は、わが国については、2013年10月1日に効力を生ずることとなる。	—

株価の調整は終わった!?

証券

7月2日、日経平均は4日連騰となり、1カ月振りの1万4,000円台を回復、市場に大きな安心感が生まれた。1カ月以上続いた株価の調整も峠を越えたのではないかという確かな感触である。

5月22日の1万5,627円の高値から6月13日の安値1万2,445円へ、下落率は20%強に達したが、1万4,000円は下落幅3,182円に対して戻り率47%となる。流れは変わったといえるのではありませんか。

株価調整は日米同時に進行したが、この間、アメリカ市場の動揺はドル安・円高傾向を生み、日本株価

はアメリカ株価以上に乱高下を繰り返すことになった。アメリカ市場ではQE3の出口政策、金融緩和の縮小に対する懸念から株価調整が始まったが、結果として株価は5%程度の下落に止まった。

日本株は理由、原因が何であれ円高は株価にマイナス、円安はプラスという構図から抜けられないことを今回の調整も示した。株価が最安値を記録した6月13日は円高が進み、1ドル＝93円台を付けた日でもあった。1万4,000円台に戻った7月2日は円が1ドル＝100円に届こうとした日であった。ともあれ、この時期の株価底入れ感の達成には大きな意義がある。いうまでもなくアベノミクスの成果が問われる参議院選挙が控えているからである。株価が下がったままであれば、アベノミクスは失敗したと野党に格好の攻撃材料を与え、自公の連立与党の大勝予想に打撃を与える懸念があった。

株価低迷中の6月の東京都議会選挙では、自公の与党連合の大勝利となったものの、安倍政権と真つ向から対決してきたと称する共産党が議席倍増、野党

第1党へ大躍進した。参議院選挙は共産党の勢いに弾みがつくかどうか、注目点の1つになっているが、株価回復がこの点にどう影響するか、興味深い。

これからの株価の動向はやはりアメリカ株価と離れて予想することはできない。アメリカ株価はまだ調整が終わっていないと思われるが、QE3の出口を巡る不安は次第に収まってきている。実体経済の回復を裏づける景気指標が増えてきているからである。しかし、回復力ではまだ物足りないといったケースも多く、それが株価のもたつきにつながるのがある。あと少しの辛抱といったところであろうか。

今後の株価の懸念材料として、あえて指摘すれば株価が短期間で上がってしまわないかという点である。無理を承知でいえば、投資家には実体景気の回復に合わせてじっくりと株価を育てていくという投資態度を求めたい。